

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4646818号
(P4646818)

(45) 発行日 平成23年3月9日(2011.3.9)

(24) 登録日 平成22年12月17日(2010.12.17)

(51) Int.Cl.

B60R 13/02 (2006.01)

F 1

B60R 13/02

B

請求項の数 2 (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2006-32761 (P2006-32761)
 (22) 出願日 平成18年2月9日 (2006.2.9)
 (65) 公開番号 特開2007-210461 (P2007-210461A)
 (43) 公開日 平成19年8月23日 (2007.8.23)
 審査請求日 平成20年12月10日 (2008.12.10)

(73) 特許権者 390026538
 ダイキヨーニシカワ株式会社
 広島県安芸郡坂町北新地一丁目4番31号
 (73) 特許権者 000003137
 マツダ株式会社
 広島県安芸郡府中町新地3番1号
 (74) 代理人 100077931
 弁理士 前田 弘
 (74) 代理人 100110939
 弁理士 竹内 宏
 (74) 代理人 100110940
 弁理士 嶋田 高久
 (74) 代理人 100113262
 弁理士 竹内 祐二

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 内装品

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

硬質の基材と可撓性の表皮材との間に弾性体が介在されてなる内装品であつて、
 上記基材の表面には、上記弾性体を所定位置に位置決めする縦壁部が弾性体外周縁部に
 対応するように形成され、

上記弾性体は、その外周縁部の少なくとも一部が上記縦壁部から突出するように上記基
 材の表面に縦壁部により位置決めされて載置され、

上記表皮材の上記弾性体突出領域に対応する箇所には、複数に折り重ねられて縫合され
 た重合部が弾性体の突出部端面に対向するように上記弾性体の突出量に対応する厚みに相
 当して形成されていることを特徴とする内装品。

10

【請求項 2】

請求項 1 に記載の内装品において、

上記重合部の縫合箇所は、弾性体外周縁部から離れた位置に形成されていることを特徴
 とする内装品。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、内装品の改良に関し、特に基材と表皮材との間に弾性体が介在されてなる
 内装品を表皮材側から触った際の感触の不具合を防止する対策に関するものである。

【背景技術】

20

【0002】

特許文献1には、硬質の基材の外周縁部に縦壁部を突設して、弾性体の外周縁部を上記縦壁部に沿わせて該弾性体を基材の表面に位置決めして載置し、この状態で可撓性の表皮材で上記弾性体を覆い、かつ表皮材に張力を持たせた状態で表皮材の端縁部を基材の裏面側に接合するようにした車両用内装品が開示されている。

【特許文献1】実開昭60-43455号公報（第3頁、第4頁、図2）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

上記のような構成の車両用内装品では、内装品の中程は弾性体により軟らかい感触を得ることができる。しかし、縦壁部の上端外周りには薄い単層の表皮材が張力を持った状態で接して弾性体と縦壁部の上端外周りとがほぼ面一になっているため、内装品の弾性体と縦壁部の上端外周りとの境界部を表皮材側から手で触って押された際に縦壁部とその上端外周りとが交差する硬い角部が手に当たり、柔らかい弾性体との感触の違いが明確で違和感を生じる。

【0004】

この発明はかかる点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、内装品を表皮材側から触った際に縦壁部上端の角部の硬い感触が手に伝わらないようにすることである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上記の目的を達成するため、この発明は、弾性体外周縁部に対応する箇所の表皮材を厚肉にして、弾性体と縦壁部上端の角部との感触の違いが明確にならないようにしていることを特徴とする。

【0006】

具体的には、この発明は、硬質の基材と可撓性の表皮材との間に弾性体が介在されてなる内装品を対象とし、次のような解決手段を講じた。

【0007】

すなわち、請求項1に記載の発明は、上記基材の表面には、上記弾性体を所定位置に位置決めする縦壁部が弾性体外周縁部に対応するように形成され、上記弾性体は、その外周縁部の少なくとも一部が上記縦壁部から突出するように上記基材の表面に縦壁部により位置決めされて載置され、上記表皮材の上記弾性体突出領域に対応する箇所には、複数に折り重ねられて縫合された重合部が弾性体の突出部端面に対向するように上記弾性体の突出量に対応する厚みに相当して形成されていることを特徴とする。

【0008】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の発明において、上記重合部の縫合箇所は、弾性体外周縁部から離れた位置に形成されていることを特徴とする。

【発明の効果】

【0009】

請求項1に係る発明によれば、縦壁部から突出する弾性体の外周縁部に対応する箇所では、表皮材が複数に折り重ねられて厚肉に縫合された弾性を有する重合部が縦壁部の外周りを覆っているため、内装品の弾性体と縦壁部の上端外周りとの境界部を表皮材側から手で触って押さえても、縦壁部とその上端外周りとが交差する硬い角部が手に当たることがなく、柔らかい弾性体との感触の明確な違いによる違和感が生じず、自然な感触を持った内装品を得ることができる。

【0010】

請求項2に係る発明によれば、弾性体を表皮材側から手で触って押さえると、弾性体が撓んで変形し、これに伴って表皮材も押圧箇所に向かって引っ張られるが、弾性体外周縁部から離れた位置にある縫合箇所は、押圧力による影響を受け難く、縫合箇所の縫い目ラインに歪みが生じにくく意匠性の向上が図られた内装品を得ることができる。

10

20

30

40

50

【発明を実施するための最良の形態】**【0011】**

以下、この発明の実施形態について図面に基づいて説明する。

【0012】**(実施形態1)**

図1は車両用サイドドアのドアトリム1である。該ドアトリム1はドアトリム本体3を備え、該ドアトリム本体3は略上半部分を占める表皮材4(図2参照)付きのアッパートリム部3aと略下半部分を占めるロアトリム部3bとで構成されている。上記アッパートリム部3aとロアトリム部3bとの境界には、車室側に膨出して車両前後方向に亘って延びる膨出パネル5が配置されている。該膨出パネル5の裏面下側には、図2に示すように、係合爪部5aが突設されており、該係合爪部5aをロアトリム部3bに形成された係合孔7に挿入して係合させて膨出パネル5をロアトリム部3bに取り付けている。10

【0013】

上記膨出パネル5とアッパートリム部3aとの間には、ドアを開閉する際に手をかける操作凹部11を有するリセスパネル13が配置されており、該リセスパネル13は、図3にも示すように、リブ15を介してロアトリム部3bに載置された状態で、リセスパネル13の底部がネジ19でドAINナパネル17に取り付けられている。さらに、リセスパネル13のアッパートリム部3a側上部にはボス部21が突設されており、該ボス部21にアッパートリム部3aとロアトリム部3bとをあてがってドAINナパネル17側からタッピングスクリュー23をボス部21にねじ込むことにより、リセスパネル13のアッパートリム部3a側上部がアッパートリム部3a及びロアトリム部3bに共締めされて取り付けられている。20

【0014】

上記のように構成された膨出パネル5上端とアッパートリム部3aとの間における車両後側半分の領域には、アームレスト25が、車両前側半分の領域には、ウインドガラス昇降用のスイッチ(図示せず)を収める開口部27が形成されたスイッチパネル29がそれぞれ配置されており、また、膨出パネル5上端には、アームレスト25とスイッチパネル29とにまたがるように装飾用のモール9が装着されている(図1, 4参照)。

【0015】

上記アームレスト25は、図5に示すように、硬質の基材31と可撓性の表皮材33との間に弾性体35が介在されてなる3層構造である。上記基材31は、ポリプロピレン系樹脂、ポリエチレン系樹脂、ABS樹脂等汎用の剛性樹脂を原料として射出成形により成形され、図6に示すように、アームレスト25の基本形状をなして剛性を確保してドアトリム本体3への取付剛性を保持する役割を担っている。上記弾性体35は、ウレタンフォーム等からなっており、上記表皮材33は、PVC(ポリ塩化ビニル)、TPO(サーモプラスチックオレフィン)等の樹脂製であるが、これに限らず、例えば皮革製等であってもよい。上記基材31の車両前側の略半分の領域には、リセスパネル13の凹部11に対応したコ字状の切欠部37がアッパートリム部3a側に開放するように形成されている。また、上記切欠部37の車両後側には略矩形の凹部41が形成され、該凹部41の内周壁は弾性体35外周縁部に対応するように底面から立ち上がって環状の縦壁部39を構成し、弾性体35を所定位置に位置決めするようになっている。この縦壁部39は、車室内側で車両前後方向に延びる第1縦壁部39aと、該第1縦壁部39aを除く略コ字状の第2縦壁部39bとで構成され、上記第1縦壁部39aは第2縦壁部39bに比べて突出量が小さく形成されている。上記基材31裏面の車室内側端部には取付リブ43が下方に向かって突設され(図6参照)、図示しないが、基材31が該取付リブ43を介して膨出パネル5に取り付けられている。また、上記基材31裏面の上記取付リブ43に対向する車室外側端部にはボス部45が水平に突設され(図5参照)、図示しないが、上記基材15がアッパートリム部3a及びロアトリム部3bに共締めされて取り付けられている。40

【0016】

上記アームレスト25の凹部41には上記弾性体35が縦壁部39で位置決めされて載

50

置され、弾性体35の外周縁部と上記縦壁部39とが当接した状態で接着剤により固定されている。上記弾性体35はアームレスト25に腕を載せたときに軟らかい感触を与えるためのものである。この状態で、上記弾性体35の第2縦壁部39bに対応する箇所は該第2縦壁部39bと略同一の突出量になっている。一方、上記弾性体35の第1縦壁部39aに対応する箇所は該第1縦壁部39aから突出して載置されている。上記弾性体35の上面及び基材31露出部全体には、表皮材33が接着剤により貼り付けられている。上記表皮材33には、3重に折り重ねられ縫合された重合部47が形成され、該重合部47が第1縦壁部39aより突出している弾性体35の突出部端面に対向するように、上記弾性体35の第1縦壁部39aからの突出量に対応する厚みに相当して形成されている。なお、アームレスト25の弾性体35が載置された領域以外は、基材31に表皮材33が直接貼り付けられている。上記重合部47の縫合箇所は、弾性体35外周縁部から離れた位置に、すなわち、基材31の車室内側側面に形成されている。

【0017】

上記表皮材33の重合部47は、幅の異なる2枚の表皮材33を縫合して形成されている。その要領は、図7(a)に示すように、まず、幅の狭い第1表皮材33aを表面が上に向くようにするとともに、幅の広い第2表皮材33bを表面が下に向くようにし、この状態から両者の端部同士を上下に重ね合わせて縫合して第1縫合部49を形成する。次に、図7(b)に示すように、この第1縫合部49を支点に第2表皮材33bを表面が上に向くように折り返して上下に3重に重ね合わせて重合部47を形成し、該重合部47をさらに縫合して第2縫合部51を形成する。

【0018】

したがって、実施形態1によれば、第1縦壁部39aから突出する弾性体35の外周縁部に対応する箇所では、表皮材33が3重に折り重ねられて厚肉に縫合された弾性を有する重合部47が第1縦壁部39aの外周りを覆っているため、アームレスト25の弾性体35と第1縦壁部39aの上端外周りとの境界部を表皮材33側から手で触って押さえても、第1縦壁部39aとその上端外周りとが交差する硬い角部が手に当たることがなく、柔らかい弾性体35との感触の明確な違いによる違和感が生じず、自然な感触を持ったアームレスト25を得ることができる。

【0019】

また、弾性体を表皮材33側から手で触って押さえると、弾性体35が撓んで変形し、これに伴って表皮材33も押圧箇所に向かって引っ張られるが、弾性体35外周縁部から離れた位置にある縫合箇所は、押圧力による影響を受け難く、縫い目ラインに歪みが生じにくく意匠性の向上が図られたアームレスト25を得ることができる。

【0020】

(実施形態2)

図8は、この発明の実施形態2に係る車両用内装品53の断面図を示す。該内装品53には、全周に亘って同じ突出量の縦壁部39が形成されており、基材31の凹部41に載置された弾性体35の上記縦壁部39に対応する箇所が全周に亘って上記縦壁部39から突出している。また、上記基材31の裏面にはカバー材55が設けられている。このような構成の内装品53は、例えばコンソールボックスのコンソールリッド等に適用することができる。

【0021】

したがって、実施形態2によれば、弾性体35と縦壁部39の上端外周りとの境界部を表皮材33側から手で触って押さえても、縦壁部39とその上端外周りとが交差する硬い角部が手に当たることがなく、柔らかい弾性体35との感触の明確な違いによる違和感が生じず、自然な感触を持つという実施形態1の効果を全周に亘って得ることができる。

【0022】

また、弾性体を表皮材33側から手で触って押さえた際に、縫合箇所の縫い目ラインに歪みが生じにくく意匠性の向上を図ることができるという効果は実施形態1と同様である。

10

20

30

40

50

【産業上の利用可能性】**【0023】**

この発明は、基材と表皮材との間に弾性体が介在されてなる車両用内装品等に有用である。

【図面の簡単な説明】**【0024】**

【図1】実施形態1に係る内装品としてのアームレストが適用されたドアトリムを車室内側から見た斜視図である。

【図2】図4のII-II線に相当する断面図である。

【図3】図4のIII-III線に相当する断面図である。

10

【図4】膨出パネルにアームレスト、スイッチパネル及びモールが組み付けられた状態を示す斜視図である。

【図5】図4のV-V線における断面図である。

【図6】アームレストの基材を示す斜視図である。

【図7】表皮材に重合部を形成する要領の説明図である。

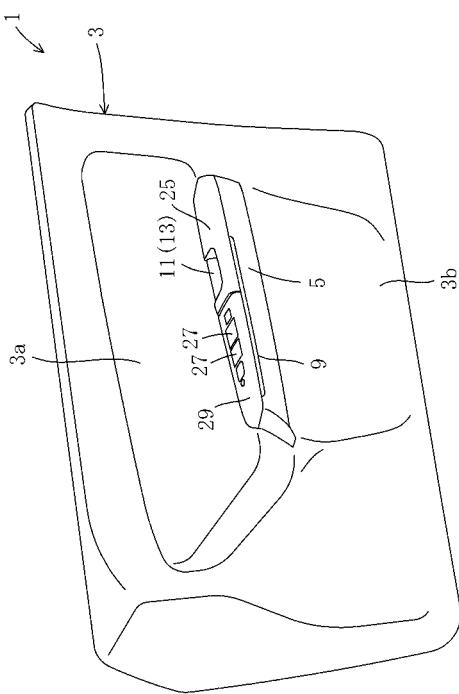
【図8】実施形態2に係る車両用内装品の断面図である。

【符号の説明】**【0025】**

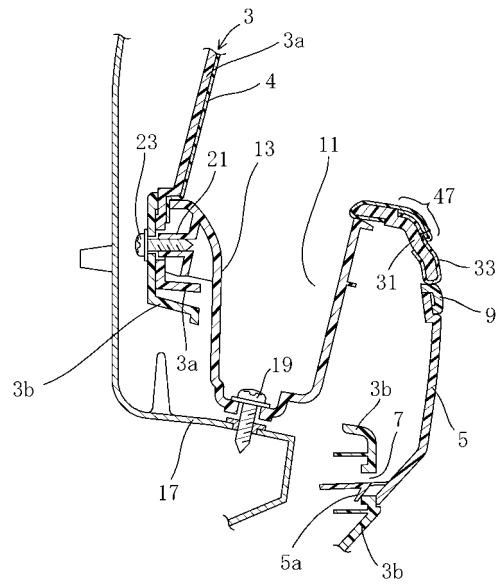
2 5	アームレスト(内装品)
3 1	基材
3 3	表皮材
3 5	弾性体
3 9	縦壁部
3 9 a	第1縦壁部
3 9 b	第2縦壁部
4 7	重合部
4 7 a	突出部端面
4 9, 5 1	縫合部
5 3	内装品

20

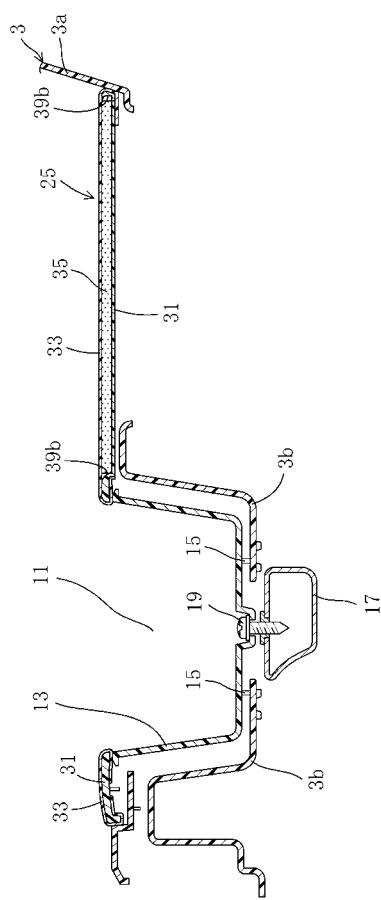
【図1】



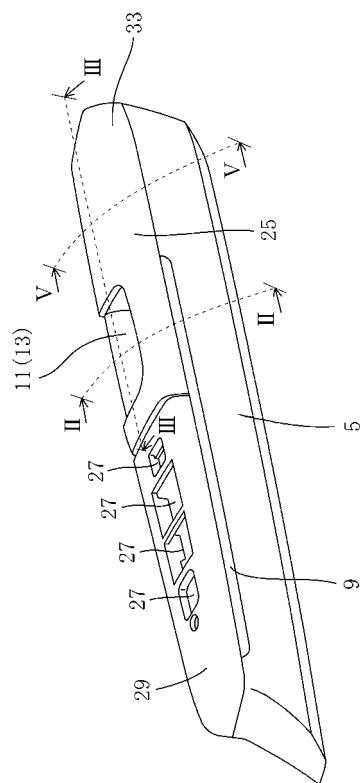
【図2】



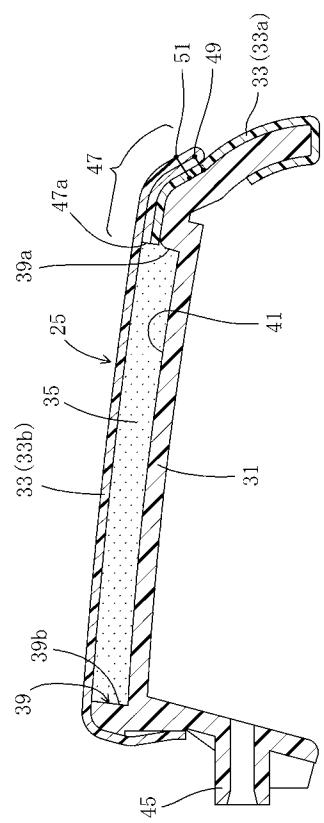
【図3】



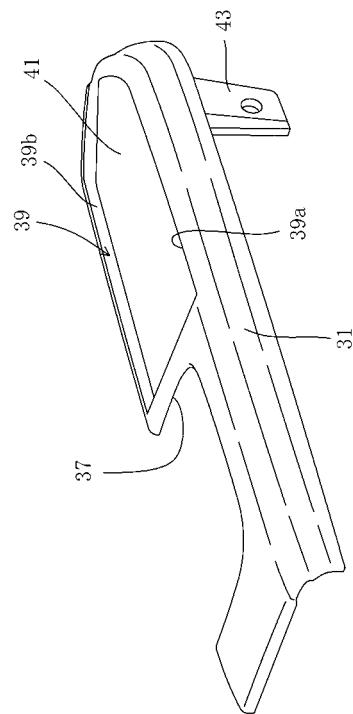
【図4】



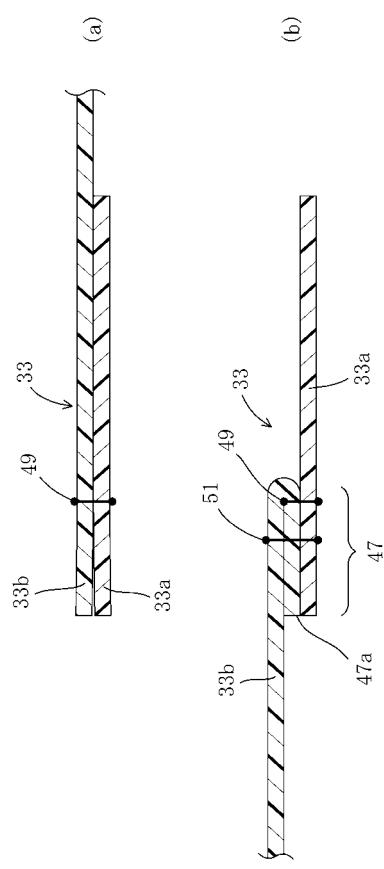
【図5】



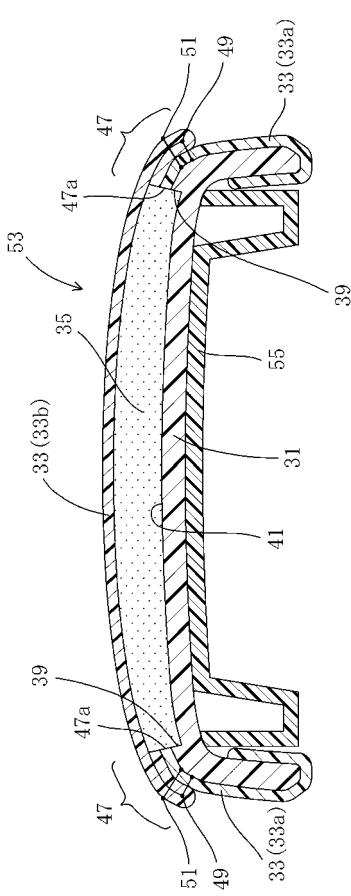
【図6】



【図7】



【図8】



フロントページの続き

(74)代理人 100115059
弁理士 今江 克実
(74)代理人 100115691
弁理士 藤田 篤史
(74)代理人 100117581
弁理士 二宮 克也
(74)代理人 100117710
弁理士 原田 智雄
(74)代理人 100121728
弁理士 井関 勝守
(74)代理人 100124671
弁理士 關 啓
(74)代理人 100131060
弁理士 杉浦 靖也
(72)発明者 北迫 昌昭
広島県安芸郡坂町北新地一丁目4番31号 ダイキヨーニシカワ株式会社内
(72)発明者 村重 広太郎
広島県安芸郡坂町北新地一丁目4番31号 ダイキヨーニシカワ株式会社内
(72)発明者 安永 雄一郎
広島県安芸郡府中町新地3番1号 マツダ株式会社内

審査官 三宅 達

(56)参考文献 実開昭60-043455(JP, U)
実公平03-013080(JP, Y2)
特開2005-225391(JP, A)
特開平11-115492(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B60R 13/02